

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 箇条 22 22.6 22.7 22.105 22.106	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 手動で補充する機器は、適正動作のために必要なレベルに達したことを示す手段を備えなければならない。 箇条 22 構造 22.6 コーヒーメーカーの排水口は、直径が 5 mm 以上、又は幅が 3 mm 以上あって、かつ、面積が 20 mm ² 以上でなければならない。 22.7 通常、過圧防止安全装置は、製造業者だけが使用する工具を用いない限り、動作不能の発生、又は高い圧力に設定することができないような構造でなければならない。 22.105 機器は、引き抜きタップ (栓) 及び排水バルブを故意でなく開けることができない構造、又は排水プラグを取り出すことができない構造でなければならない。 22.106 キャッシュボックス、その他の支払い手段のため	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.112	の容器は、あふれることによって、危険が生じるおそれがないように位置を定めるか、又は保護しなければならない。	
				22.113	22.112 食品領域及びスプラッシュ領域の表面は、望ましくない全ての異物を除去するように、清掃できなければならない。	
				22.114	22.113 食品を販売する機器の食品領域から十分に分離していない非食品領域は、湿気又は望ましくない異物の滞留、及び害虫の侵入を防止するような構造でなければならない。構造上、適用できない場合、非食品領域の表面は清掃が可能でなければならない。	
				22.114	22.114 エスプレッソコーヒーメーカーは、危険な圧力が容器にかかっている間は、簡単な操作でコーヒーフィルターが取り外しできない構造でなければならない。	
				箇条 23	箇条 23 内部配線	
				23.102	23.102 保守領域で可触であって、かつ、通常動作中に動かす内部配線は、損傷を受けないような構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き		計されるものとする。		20.2 箇条 22 22.101 箇条 24 24.103	20.2 使用者領域において、運動エネルギーが4Jを超える可動部分を覆うカバーは、可動部品が停止しているときにだけ取り外すことができるようにインタロックしていなければならない。 箇条 22 構造 22.101 この規格に適合するためにインタロックが必要な場合、機器は、オーバーライドキー（解除キー）を使用した場合だけ、インタロックを解除することができる構造でなければならない。 箇条 24 部品 24.103 電熱素子を切り離す場合、及び予期せぬ起動で使用者又は保守員に危険を引き起こす可能性があるモータの切り離しの場合、温度過昇防止装置は自由引外し機構を備えていなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。 一定格圧力 ー上水道に接続する機器は、最高許容静水圧 ー機器用コンセントを組み込んだ機器の場合、電圧、電源	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1	<p>の種類、及び出力電流又は出力電力</p> <p>－清掃時に水に部分的に浸すことを意図する機器は、最大浸水レベル及び“このレベルを超えて浸水しない。”</p> <p>7.12.1 機器の据付説明（書）には、次を記載しなければならない。</p> <p>－上水道に接続する機器は、接続方法及び該当する国内規制に留意する旨</p> <p>－機器が屋外使用に適しているか否か</p> <p>－適切な動作のための最高及び最低周囲温度</p> <p>－安全な動作のための機器の最大傾斜</p> <p>－固定配線に永久接続する機器であって、漏れ電流が 10 mA を超える可能性のあるプロフェッショナルタイプのクラス I 機器の場合、定格感度電流が 30 mA を超えない漏電遮断器を備えることが望ましい旨</p>	
				7.12.101	<p>7.12.101 保守説明（書）は、次を記載しなければならない。（全細分箇条を含む。）</p> <p>－アクセスキー及びオーバーライドキー（解除キー）の使用 方法</p> <p>－保守領域にアクセスする方法</p> <p>－清掃の方法及び頻度</p> <p>－オーバーライドキー（解除キー）の使用によって、可動</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 22 22.109 箇条 24 24.101	部分にアクセスすることが可能である場合には、適切な警告 ー機器とともに用いる可能性のある附属品リスト ー水を使用する機器は、氷結を防止するための方法又は氷結が発生した場合の安全な操作を確保する方法についての詳細 ー加圧ガスを使用する機器は、加圧容器及びガスの安全な取扱いの詳細 箇条 22 構造 22.109 危険を警告する表示ランプは、赤以外の色にしてはならない。 箇条 24 部品 24.101 相互接続コードの接続装置が機器内のその他の接続装置と互換性があり、危険が生じるおそれがある場合、識別しておかなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし第1部箇条18を除く。) 箇条 23 内部配線 23.3 内部配線は、次の折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。 ー通常使用中に折れ曲がる導体は 200 000 回	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条 続 ぎ					ー使用者による保守時に折れ曲がる導体は 2 000 回 ーディスペンサの保守時に折れ曲がる導体は 10 000 回	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 箇条 7 7.12.1	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス I 又はクラス II のいずれかでなければならない。 6.2 屋外用機器は、IPX4 以上でなければならない。高圧水洗浄機によって清掃する機器又は高圧水洗浄機を使用するおそれがある場所に据え付けてある機器は、IPX5 又は IPX6 でなければならない。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12.1 IPX5 又は IPX6 でない機器の取扱説明（書）には、高圧水洗浄機を使用する場所への据え付けに適していない旨を記載しなければならない。 据付説明（書）には、次を記載しなければならない。 ープロフェッショナルタイプの機器は、“使用及び保守の訓練を受けた要員だけに制限している場所にだけ機器を据え付けたほうがよい”旨 ースーパーバイズドタイプの機器は、“訓練を受けた要員が監視する場所にだけ機器を取り付けたほうがよい”旨 機器の取扱説明（書）には、次を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				7.12.101.4 7.12.102 箇条 22 22.102	<p>ープロフェッショナルタイプの機器及びスーパーバイズドタイプの機器のそれぞれ適用する要求事項に適合するディスペンサは、“使用及び保守が訓練を受けた要員だけに制限している場所、又は訓練を受けた要員が監視する場所に据付けができる”旨</p> <p>7.12.101.4 保守説明（書）には、正常に動作する最高及び最低周囲温度を記載しなければならない。</p> <p>7.12.102 特に安全性が問題となる場合の取扱説明（書）には、サービス領域へのアクセスは機器についての知識及び操作経験をもつ人だけに限定する旨を記載しなければならない。</p> <p>箇条 22 構造</p> <p>22.102 保守領域用のアクセスキーだけで、サービス領域にアクセスできてはならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.102 箇条 25 25.7	<p>第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 24 部品</p> <p>24.102 インタロックスイッチは JIS C 4526-1 に適合しなければならない。</p> <p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.7 屋外での使用する機器の電源コードは、ポリクロロプレン被覆で、オーディナリークロロプレンシース付きコ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				附属書 AA	ードと同等以上の特性でなければならない。 附属書 AA エラストマ製部品の老化試験 試験片は、水に浸せきさせた結果、質量増加は 110% を超えてはならない。 試験片の硬さの変化は、8 IRHD を超えてはならない。 試験片の表面は、粘着性をもってはならない。さらに、裸眼で見える割れ、その他の劣化があってはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 22 22.33 箇条 23 23.101 箇条 24 部品 24.102	第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.33 原料及び商品は、充電部、又はクラス II 構造にあつては基礎絶縁と、各々直接接触してはならない。 箇条 23 内部配線 23.101 容易に取替えができる内部配線の固定は、次の構造及び配置でなければならない。 一 固定用の締めねじが可触である場合、配線は固定用の締めねじに触れない 一 クラス II 機器の場合、固定具は、絶縁物製、又は金属製の場合は付加絶縁によって可触金属部から絶縁する 箇条 24 部品 24.102 インタロックスイッチは全極遮断でなければなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.114A 箇条 27 27.2	第1部の第七條第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.114A 屋外用のクラス 0I 機器又はクラス I 機器は、高速形で定格感度電流が 15 mA 以下の漏電遮断器を内蔵している構造、又は漏電遮断器を取り付けられる構造でなければならない。 箇条 27 接地接続の手段 27.2 プロフェッショナルタイプの機器の据置形クラス I の機器であって、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合、その端子は、機器の全てに固定され、露出した金属部と確実に電氣的接触をしなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.2 15.101 15.102	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.2 電気絶縁は、清掃、殺菌、湯あかの取り除き及び類似の動作によって悪い影響を受けてはならない。 15.101 注入又は洗浄用の水を出すための栓をもつ機器は、水が充電部にかかったり、又は電気絶縁に影響を及ぼすことがないような構造でなければならない。 15.102 洗浄のために一部又は全体を水につ（浸）けるよ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 22 22.108 箇条 23 23.101 箇条 29 29.2	<p>うに意図している機器は、浸せきしても、不安全にならない構造でなければならない。</p> <p>箇条 22 構造</p> <p>22.108 機器は、湿気、グリース及び機器で使用する製品が蓄積し、空間距離及び浴面距離が影響を受けることがないように保護しなければならない。</p> <p>箇条 23 内部配線</p> <p>23.101 容易に取替えができる内部配線の固定は、次の構造及び配置でなければならない。</p> <p>－配線の上に直接押さえ付ける金属ねじによって、配線を締め付けない</p> <p>－クラス 0 構造部分を除き、クラス 0I 機器又はクラス I 機器の場合、固定具は、絶縁物製、又は絶縁裏打ちを備える</p> <p>箇条 29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁</p> <p>29.2 絶縁材に外枠が付いている場合等を除き、マイクロ環境は汚損度 3 に対応した値以上になる構造でなければならない。</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		箇条 19 箇条 30 30.2	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.8 箇条 19 19.13 箇条 22 22.103	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 使用者領域での表面の温度上昇は、短時間に限り保持するハンドル、ノブ、グリップ及びこれら類似の部分に対して規定した限度値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転 19.13 異常運転中、溶融したプラスチックの放出があつてはならず、温度が 80℃を超える液体、蒸気又は固形物は、人体の損傷を起こしやすい状態で、予期しない場所からの放出があつてはならない。 箇条 22 構造 22.103 機器は、蓋が開いているとき蒸気によるやけどを防ぐような構造でなければならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	■該当 □非該当		第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条 20 20.2 箇条 22 22.7 22.110	箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 使用者領域において、運動エネルギーが4Jを超える可動部分を覆うカバーは、可動部品が停止しているときにだけ取り外すことができるようにインタロックしていなければならない。 箇条 22 構造 22.7 加圧システムは定格圧力の2倍の圧力に耐えなければならない。 22.110 加圧容器をもつ機器は、容器内の圧力が過大になった場合、蓋が外れないような構造でなければならない。このような機器は、蓋をリスクがなく取り外せるような値にまで圧力を開放する手段を内蔵していなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.1 箇条 22 22.107	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.1 機器の使用者領域に1.0 Jの衝撃を3回加える。試験後、機器は、この規格に適合しなくなるような損傷があつてはならない。 箇条 22 構造 22.107 上水道に接続する機器は、0.6 MPa 以上の水圧用の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					構造でなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.104	第 1 部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.104 機器は、吐出した商品が、潤滑剤、破片物などの物質によって、汚染されないような構造でなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				22.49	定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転継続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 30	箇条 30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 24.103	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.103 箇条 19 に適合するために組み込む温度過昇防止装	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					置は非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.2	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。(ただし第1部箇条9を除く。) 箇条 19 異常運転 19.2 機器は、ファンの電源が遮断しても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性のガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定する値を超えてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き		する構造であるものとする。		19.11.4 箇条 29	<p>る任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）</p> <p>機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。</p>	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の規格を適用する。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.8	<p>第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明</p> <p>7.1 機器用コンセントを組み込んだ機器の場合、電圧、電源の種類、及び出力電流又は出力電力を機器用コンセントの近傍に表示しなければならない。</p> <p>7.8 等電位ボンディング用端子の記号は、ねじ、着脱する</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き					ワッシャ又は導体を接続している場合に取り外すことが可能なその他の部品に表示してはならない。	
第二十条 第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-75:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-